

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱の一部改正

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成 16 年 10 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条 （略）</p> <p>（評価区分）</p> <p>第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。</p> <p>（1）福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価）</p> <p>ア 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日付雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省社会・援護局長ほか 2 局長通知）</p> <p>イ 「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 17 年 3 月 29 日付雇児福発第 0329001 号、社援基発第 0329001 号、障障発第 0329001 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか 2 課長通知）</p> <p>ウ <u>「保育所における第三者評価の実施について」（平成 28 年 3 月 1 日付雇児発 0301 第 3 号、社援発 0301 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか 1 局長通知）</u></p> <p>エ 「児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 18 年 8 月 31 日付雇児育発第 0831001 号、社援基発第 0831001 号厚生労働省社会・援護局長ほか 2 局長通知）</p>	<p>第 1 条 （略）</p> <p>（評価区分）</p> <p>第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。</p> <p>（1）福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価）</p> <p>ア 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日付雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省社会・援護局長ほか 2 局長通知）</p> <p>イ 「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 17 年 3 月 29 日付雇児福発第 0329001 号、社援基発第 0329001 号、障障発第 0329001 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか 2 課長通知）</p> <p>ウ <u>廃止前の「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 17 年 5 月 26 日付雇児保発第 0526001 号、社援基発第 0526001 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか 1 課長通知）</u></p> <p>エ 「児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成 18 年 8 月 31 日付雇児育発第 0831001 号、社援基発第 0831001 号厚生労働省社会・援護局長ほか 2 局長通知）</p>

働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

オ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成18年6月13日付雇児福発第0613002号、社援基発第0613001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

カ 「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成22年3月30日付雇児福発0330第2号、社援基発第0330第4号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

キ 「高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」の策定について」(平成25年3月29日付社援基発0329第5号、老高発0329第3号、老振発0329第6号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか2課長通知)

(2) 地域密着型サービス外部評価(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成18年10月17日付老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づく評価)

第3条から第13条まで (略)

(様式第1号)から(様式第4号)まで
(略)

附 則
(略)

働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

オ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成18年6月13日付雇児福発第0613002号、社援基発第0613001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

カ 「児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成22年3月30日付雇児福発0330第2号、社援基発第0330第4号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

キ 「高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」の策定について」(平成25年3月29日付社援基発0329第5号、老高発0329第3号、老振発0329第6号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか2課長通知)

(2) 地域密着型サービス外部評価(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成18年10月17日付老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づく評価)

第3条から第13条まで (略)

(様式第1号)から(様式第4号)まで
(略)

附 則
(略)

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。